

足立区応急小口資金のご案内

災害、疾病、葬祭などで急にお金が必要になり、他でどうしても工面がつかない場合には、「応急小口資金」を無利子でお貸しします。

※ 生活費、借金返済費用は対象外

貸付の対象は、原則、未払い・未契約の費用で、下記の「1 貸付の理由」に該当し、貸付の理由が書類等で確認できる場合にご利用いただけます。

1 貸付の理由

貸付理由はひとつに限ります。（重複貸付は出来ません。）

- (1) 災害や火災等により住宅や家財に被害を受けたとき
- (2) 本人や同居の親族の病気やけがなどにより、入院・通院の費用が必要なとき
- (3) 本人や同居の親族の交通事故により治療費を要するとき
(ただし、無免許運転、飲酒運転、ひき逃げなど悪質な行為は除く)
- (4) 冷蔵庫、冷暖房機等の「生活必需品」を購入するとき（食糧・衣服などの消耗品を除く）
- (5) 本人や同居の親族の結婚、出産、就学、就職、葬祭により費用が必要なとき
- (6) 遠隔地の親族の冠婚葬祭等で交通費が必要なとき
- (7) 世帯全員の区内転居、家賃の更新により費用が必要なとき
- (8) 住宅の修繕により費用が必要なとき

2 貸付額

- 一般 150,000円まで
- 特別 300,000円まで

※ 特別の場合とは、「1貸付の理由」の中で、150,000円を超える貸付が必要と区が認めた場合です。

3 貸付審査

貸付条件・収入状況及び提出書類などの、審査を行います。
貸付審査終了後、お電話で審査結果をご連絡いたします。
受付から貸付審査終了（電話連絡）まで、5営業日程度かかります。

4 支払方法

貸付決定の電話連絡があった日以降に、債権係の窓口または契約地のいずれかで、現金支払となります。

5 返済方法・返済額

返済は、貸付日の翌々月から開始します。
原則「口座振替」で、引き落とし日は毎月月末です。
(月末が休日の場合は、翌営業日となります。)

《返済額》

- 一般(15万円以内)・・・20か月以内の分割返済
- 特別(15万円を超えるもの)・・・30か月以内の分割返済

6 延滞金

貸付金の返済が遅れると**年利10.95%の延滞金**が加算されます。

7 その他

偽りの申し込みやその他不正な手段などにより、貸付を受けたとき、または、貸付金を貸付の目的以外に使用したときは、貸付金を即時に一括して返済していただきます。

【貸付要件】

《借受人（本人）の条件》

- 1 原則として、住民票上の世帯主で生計の中心者であること
- 2 足立区に3か月以上居住（住民票がある）していること
- 3 確実に返済できる収入があること（収入の無い方は申し込みできません）
- 4 収入がある連帯保証人が1人いること

※ 連帯保証人がいない方でも、下記要件に該当するときは、貸付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

- ① ひとり親世帯で20歳未満の子を扶養している方で、貸付金額が5万円以下の場合
- ② 貸付の理由が子どもの就学資金（小学校から高等学校まで）で、貸付金額が15万円以下の場合
- ③ 貸付の理由が家庭用エアコン等(注1)の購入資金で、貸付金額が10万円以下の場合（現に使用できるエアコン等を保有していないこと）

注1 エアコン等とは、家庭用のエアコンディショナー（冷房機能のみも可）、電気冷風機及び電気冷風扇をいう。

- 5 納期限が到来した住民税を完納していること（非課税者を除く）

※ 住民税を完納していない方でも、貸付の理由が子どもの就学資金（小学校から高等学校まで）で、一定の要件に該当するときは、貸付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

- 6 生活保護を受けていないこと
- 7 現に応急小口資金を借りていないこと

※ 現に応急小口資金を借りている方でも、貸付の理由が子どもの就学資金（小学校から高等学校まで）で、一定の要件に該当するときは、貸付を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

- 8 現に応急小口資金の連帯保証人になっていないこと
- 9 勤務先・友人や、クレジット・サラ金などの借り入れを受けていないこと
- 10 自己破産、民事再生、特定調停または任意整理の予定（整理中）でないこと
- 11 借受人または同居の親族に、下記規定に該当する者がいないこと
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体に属する者

《連帯保証人の条件》

- 1 現在、一定の収入があり（住民税の所得割が課税されていること）、独立の生計を営んでいること
- 2 原則として、23区内の同一住所に継続して1年以上居住（住民票がある）していること
- 3 借受人と同一住宅に居住していないこと
- 4 申請時点から過去3年間、債務超過になっていないこと。また、納期限が到来した住民税を完納していること
- 5 現に応急小口資金を借入れしておらず、連帯保証人にもなっていないこと
- 6 自己破産、民事再生、特定調停または任意整理の予定（整理中）でないこと
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分を受けている団体に属する者でないこと

《その他の要件》

- 1 貸付のための意思確認をさせていただきます。申し込み手続きは、借受人本人及び連帯保証人が一緒に窓口にお越しください。

【借受人・連帯保証人の意思の確認ができない場合は、貸付はできません】

- 2 実質の生計中心者が住民票上の世帯主でない場合は、事前にご相談ください。（両人連名の申立書を提出していただきます。）

《借受人（本人）の用意するもの》

1 貸付申込書

借受人欄を借受人本人が全て記入（氏名欄を手書きしない場合は押印）

2 申立書兼同意書

借受人が質問に回答し、申立て内容の確認のための調査に同意する旨の署名

3 借用証書

借受人欄を借受人本人が記入し、署名のうえ実印を押印

4 貸付理由を証明する書類

別表のもの（8ページ参照）

5 直近1年間の住民税納税証明書

申請日から1年間の納税状況がわかるもの（非課税の場合は非課税証明書）

6 現在の収入が確認できる書類

直近の給与明細書等3か月分、または、年金振込通知書と、入出金額が記帳された口座通帳

※ 自営業の方は、お問い合わせください

7 借受人が本人であることを確認できるもの

1点確認資料

個人番号カード、住基カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート、在留カード等、官公署発行で改ざん防止加工のある顔写真付きのもの（有効期限内のものに限る）

2点確認資料

住基カード(顔写真無し)、健康保険証、年金手帳等

8 現在の住所での居住を確認できるもの

公共料金の領収書、請求書等

9 印鑑（実印）

10 印鑑証明書

※ その他必要に応じて、提出を依頼した書類・資料等の原本

《連帯保証人の用意するもの》

1 貸付申込書

連帯保証人記入欄を連帯保証人本人が全て記入（氏名欄を手書きしない場合は押印）

2 申立書兼同意書

連帯保証人が質問に回答し、申立て内容の確認のための調査に同意する旨の署名

3 借用証書

連帯保証人記入欄を連帯保証人本人が全て記入し、署名のうえ実印を押印

4 直近1年間の住民税納税証明書

申請日から1年間の納税状況がわかるもの

5 直近1年間の所得証明書・源泉徴収票

※ 住民税納税証明書で前年の収入額が確認できる場合は、提出不要

6 現在の収入が確認できる書類

給与所得者の方は、直近の給与明細書等3か月分

※ 自営業の方は、お問い合わせください

7 保証人が本人であると確認できるもの

1点確認資料

個人番号カード、住基カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート、在留カード等、官公署発行で改ざん防止加工のある顔写真付きのもの（有効期限内のものに限る）

2点確認資料

住基カード(顔写真無し)、健康保険証、年金手帳等

8 住民票（足立区内の場合は不要）

本籍・筆頭者・続柄の記載された住民票

9 印鑑証明書

10 印鑑（実印）

※ その他必要に応じて、提出を依頼した書類・資料等の原本

【受付場所、受付時間等】

■受付場所 福祉部 福祉管理課 債権係（足立区役所 北館1階）

■受付日時 平日の午前8時30分から午後4時まで

■問い合わせ先 TEL 03-3880-5731（直通）

別 表 《貸付理由の証明書等》

証明事項	資 金 の 目 的	
	証 明 書 類	
災 害	災害や火災を受けたことに伴う住居の修繕、家財等の購入経費	
	り災証明書	(災害→区役所、火災→消防署)
	権利関係書類 見積書	(固定資産税納付書等) (修繕業者)
病気・けが	病気・けがによる入院・通院に伴う経費	
	病院等の請求書・領収書、医療費概算書、診断書、入院証明書	
交 通 事 故	交通事故に伴う治療費	
	交通事故証明書及び診断書(共に必要)、医療費の請求書	
生活必需品	冷蔵庫、冷暖房機など購入に伴う経費	
	見積書、領収書 (購入業者)	
結 婚	結婚式(挙式費用)に伴う経費	
	見積書、領収書 (式 場)	
出 産	出産に伴う経費	
	病院の請求書・領収書、母子手帳、妊娠証明書	
就 学	就学に伴う経費(入学金、学生服、カバン、定期券等)	
	合格証明書・入学証明書	(学 校)
	購入物品見積書、領収書	(購入業者)
就 職	就職に伴う経費(洋服、靴、カバン、定期券等)	
	採用通知書	(採用会社)
	購入物品見積書、領収書	(購入業者)
葬 祭	葬祭に伴う経費(飲食代を除く)	
	見積書、請求書 (葬儀社、葬儀場)	
交 通 費	親族の葬儀等に出席するための交通費	
	葬儀等の通知	
区内転居 家賃の更新	世帯全員の転居、家賃の更新に伴う経費	
	見積書、物件間取図	(不動産屋・引越業者)
	賃貸借契約書	(不動産屋)
住 宅 修 繕	住居の修繕に伴う経費	
	見積書、請求書 (修繕会社)	

- 1 見積書は、借受人の住所・氏名・実行予定日などが記入され、発行日から1か月以内のものを提出してください。貸付後に、領収書を提出していただきます。領収書の提出がない場合、貸付金を一時償還していただくことがあります。
※ 領収書は原本を持参してください。確認後にコピーし、原本はお返しします。
- 2 生活必需品、区内転居、家賃更新、住宅修繕の貸付は、原則として契約地(販売店、不動産屋等)での支払いとなります。
- 3 申し込み時に記入漏れや提出書類の不足等があった場合、貸付できません。申し込みをする前に充分確認の上、お越しくください。